

— ETC法人力カードの割引 — 時間帯の割引後、更にマイレージ割引



サービスの概要

ETCマイレージサービスでは、お申込みいただいたETCカードでの通行料金のお支払額に応じて、ポイントが付きます。ポイントは還元額（無料通行分）に交換のうえ、通行料金の支払いにご利用いただけます。

お支払いの通行料金に応じてポイントが付きます

- ご登録いただいたETCカードにて対象の道路をご利用いただくと、通行料金（各種割引適用後）のお支払額に応じてポイントが付きます。
- ポイントは走行の翌月20日に、走行毎に付きます。
- ポイントは道路事業者ごとに貯まり、道路事業者間での合算はできません。※
- NEXCO東/中/西日本および宮城県道路公社は合算されます。
- 次表のとおり、ポイントの付き方は道路事業者によって異なります。

道路事業者	ポイントの付き方
NEXCO 東/中/西日本・宮城県道路公社 本州四国連絡高速道路株式会社	10円につき1ポイント
名古屋・愛知・広島・福岡北九州 各道路公社	100円につき1ポイント+α
神戸市道路公社	50円につき3ポイント+α

・名古屋高速道路公社・愛知県道路公社・神戸市道路公社・広島高速道路公社・福岡北九州高速道路公社の加算ポイントに関する詳細は <https://www.smile-etc.jp/service/point.html> でご確認下さい。

還元額への交換

ポイントは還元額へ交換できます

- 貯まったポイントは、交換単位に応じて還元額に交換いただけます。
- 還元額は、交換後にご通行いただいた際の通行料金のお支払いにご利用いただけます。（還元額をご利用いただいた金額の請求はございません）
- 還元額に交換できるポイントの単位は道路事業者によって異なります。

次の表をご確認ください。

道路事業者	ポイントの交換単位
NEXCO 東/中/西日本・宮城県道路公社 本州四国連絡高速道路株式会社	1,000ポイント→500円分
	3,000ポイント→2,500円分
	5,000ポイント→5,000円分
名古屋・愛知・阪神・広島・福岡北九州 各道路公社	100ポイント→100円分
神戸市道路公社	200ポイント→100円分

還元額への交換について、各道路会社・公社のホームページを参照下さい。

～参考～

- 複数のETCカード間で還元額及びポイントの合算はできません。
- 還元額はいかなる理由によっても換金できません。
- 還元額のご利用分には、ポイントは付きません！

— ETC コーポレートカードの割引 —

大口・多頻度割引



概要 ~ETC コーポレートカードのご利用にあたって~

- 大口・多頻度割引制度とは、大口・多頻度利用のお客さまを対象とした ETC システムの利用を前提とする高速国道等の通行料金の割引制度です。
- なお、大口・多頻度割引制度をご利用いただくには、NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本（以下三会社）が予め定める要件を満たされるお客さまに貸与する ETC コーポレートカードをご利用いただく必要があります。

割引の内容

- ご利用額に応じて割引いたします。
- 大口・多頻度割引には、「高速国道の大口・多頻度割引」と「一般有料道路の大口・多頻度割引」があり、別々に計算されます。

高速国道の大口・多頻度割引

割引は、ETC コーポレートカードの利用の承認をお受けになったお客さま（以下「契約者」といいます）が登録した全ての車両の 1 ヶ月の ETC コーポレートカードによる「高速国道のご利用額(※)」の合計に、1. 「車両単位割引」と 2. 「契約単位割引」の 2 種類の割引を組み合わせて行います。

「高速国道のご利用額」の定義

高速国道のご利用額とは、次の要件のいずれも満たした高速国道の利用を行われた場合のご利用額をいいます

- 要件 1:
ETC コーポレートカードをカード上に表示された車両番号を有する車両においてご利用いただいたとき
- 要件 2:
ETC 利用規程を遵守し ETC システムをご利用いただいたとき
- ・

1. 車両単位割引

契約者の自動車 1 台ごとの 1 ヶ月の高速国道のご利用額に対し、次の割引率を適用いたします。

【車両単位割引の割引率】

5,000 円を超える部分	割引率 : 10% (※20%)
10,000 円を超える部分	割引率 : 20% (※30%)
30,000 円を超える部分	割引率 : 30% (※40%)

() 内は、ETC2.0 を使用する事業用車両（営業 No）に限り適用される割引率です。（2021 年 3 月末まで）

2. 契約単位割引

契約者の 1 ヶ月の高速国道のご利用額の合計が 500 万円を超え、かつ、契約者の自動車 1 台当たりの 1 ヶ月の高速国道の平均利用額が 3 万円を超える場合には、契約者の 1 ヶ月の高速国道のご利用額の合計に対し、10% の割引を行います。

その他付記事項

- 平日朝夕割引（ETC コーポレートカード）と大口・多頻度割引の重複適用はございません。
- 平日朝夕時間帯で 1 ヶ月の割引対象となる利用回数が 4 回以下の場合にも、地方部最大 100km 相当分は、大口・多頻度割引の割引対象外となります。